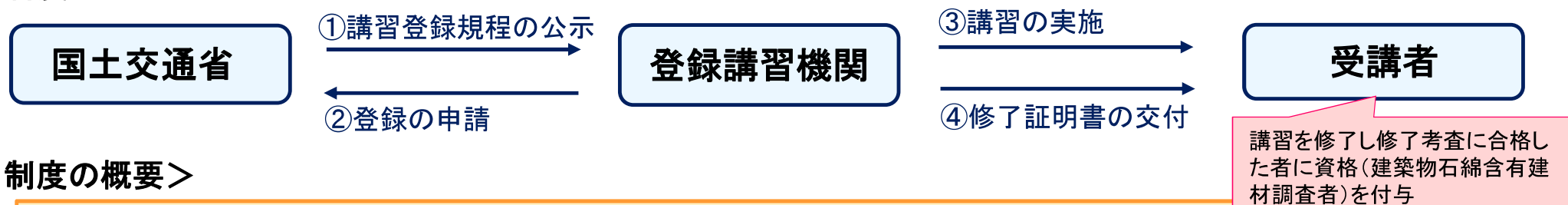


<制度創設の背景>

- 国土交通省では、社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会(以下「社整審」という。)において、民間建築物の石綿実態調査の本格実施のための環境整備について検討。
- 特に、建築物のアスベスト調査者の育成について、先行的に検討。その結果、新たな資格制度の創設が決定。
- 社整審における検討を踏まえ、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(以下「講習登録規程」という。)を告示で制定。

<制度のフロー>



<制度の概要>

- ①国土交通大臣は講習登録規程を公告する。
- ②国土交通大臣は、機関からの申請に基づき、適切な講習を実施できる体制を確保するための要件に適合する機関を講習機関として登録する。
- ③登録講習機関は、講義、実地研修、修了考査を含む講習を行う。
- ④登録講習機関は、講習を修了し修了考査に合格した者に修了証明書を交付する。

講習機関の登録の要件

- ・登録規程に定める適切な講習が行われること。
 - ・一定の資格を有する講師が講習に従事すること。
 - ・一定の中立性があること。
- 等

受講者の資格

- ・建築に関する知識及び経験を有する者
 - 大学や短期大学等において、建築学等の課程を修めて卒業した後、建築に関し一定以上の実務経験を有する者
 - 建築や建築行政に関し一定以上の実務経験を有する者
- 等

講習の内容

- ・講義(11時間)
 - 第1講座 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識
 - 第2講座 石綿含有建材の建築図面調査
 - 第3講座 現場調査の実際と留意点
 - 第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書の作成
 - 第5講座 成形板等の調査
- ・実地研修
石綿含有建材が用いられている実際の建築物にて、演習の実施。
- ・修了考査
筆記試験、口述試験

平成17年にアスベストが社会問題化

「アスベスト問題に係る総合対策」(アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)(平成17年12月)

「建築物における今後のアスベスト対策について」(社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会)(同上)

建築物におけるアスベスト対策

建築基準法の改正

(平成18年2月)

アスベストの飛散のおそれのある建築材料の使用を規制し、これにより増改築の際の除去等を促進。

民間建築物のアスベスト調査の推進

(平成17年12月～)

昭和31年頃～平成元年に施工された民間建築物のうち延べ面積1,000㎡以上の建築物27万棟を対象に調査。

アスベストの調査・除去等への支援

(平成17年度補正予算で創設→その後拡充)

民間建築物等について補助を実施。
・調査 : 国10/10
・除去等 : 国1/3、地方1/3 等

平成19年12月の総務省勧告で1,000㎡未満の民間建築物等の把握方法の検討等が求められる。

社整審アスベスト対策部会の再開

- 平成20年9月にアスベスト対策部会を再開し、アスベスト対策WG(主査:名取雄司氏(中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長))を設置して、民間建築物の調査の推進方策等を検討。
- 平成21年6月に開催した部会では、今後の検討課題について、「本格実施のための環境整備を行うことが重要」との指摘があり、特に、**建築物のアスベスト調査者の育成、台帳の整備**等について「先行的に検討」とされ、WGにて引き続き検討。その他、調査の優先順位や調査方法等についても、引き続き検討。

<部会・WGの位置づけ>

社会資本整備審議会

建築分科会

アスベスト対策部会

アスベスト対策WG

- 平成24年9月にアスベスト対策部会を開催し、調査者の育成プログラムの検討状況、台帳整備の促進状況等を報告。引き続き、調査者育成のための新たな資格制度の検討、台帳の整備や補助制度の創設等を促進する地方公共団体職員向け調査マニュアルの整備等を行うこととされた。

- 上記の検討課題への対応状況を整理。 →資料3